

# 定 款

一般社団法人日本地方競馬馬主振興協会

# 一般社団法人日本地方競馬馬主振興協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本地方競馬馬主振興協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区勝島二丁目1番2号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地方競馬の発展、振興に寄与すると共に、競馬の楽しみを普及し、また、会員相互の連携協調と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地方競馬の振興・発展に関すること。
- (2) 競走馬資源の確保に関すること。
- (3) 地方・中央交流競走の活性化に関すること。
- (4) その他、前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業。

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の1種類とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- 2 会員は、地方競馬主催者(平地)の存する馬主会及び馬主協会とする。
- 3 会員は、1都道府県当たり1会員とする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他抛出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の名称及び住所を記載した名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(議決権の数)

第15条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(総会の権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 事業報告及び決算と事業計画及び予算
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 残余財産の帰属先
- (8) 正副会長会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第17条 当法人の定時社員総会は、毎年2回、毎事業年度終了月及び毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故のあるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総議決権の3分の2以上を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、特別決議として、総議決権の3分の2以上を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(代理)

第21条 社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議の省略)

第22条 理事又は会員が、社員総会の決議目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事2名以上は、前項の議事録に署名する。

## 第4章 役員

(員数)

第24条 当法人に、理事25名以内、監事2名以内を置く。

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 理事のうちから、副会長若干名を定めることができる。

(選任)

第25条 理事は、東京都馬主会を除く各会員から推薦された各2名を社員総会の決議によって選任する。東京都馬主会は3名とする。

- 2 会長は、社員総会の決議によって理事の中から定める。
- 3 副会長は、理事の中から会長が選任する。
- 4 監事は、会員から社員総会の決議によって選任する。
- 5 名誉会長及び相談役、顧問は社員総会の決議によって選任する。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は理事については他の在任理事の任期の満了する時までとし、再任を妨げない。

(会長の職務)

第27条 会長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(名誉会長の職務)

第28条 名誉会長は重要事項について会長の諮問に応ずる。

(副会長の職務)

第29条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時はこれを代行する。

(監事の職務)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(機関の設置)

第31条 当法人は、正副会長会及び委員会を置く。

(正副会長会)

第32条 正副会長会は、会長が招集し、総会提案事項及び会長提案事項を審議する。

(委員会)

第33条 会長は、目的達成に必要な調査研究のため委員会を設置し、関係機関に要請、具申することができる。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び収支決算)

第35条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、正副会長会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
  - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、会長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第36条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人に贈与するものとする。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の理事、会長、名誉会長、副会長、監事)

第39条 当法人の設立時の理事、会長、名誉会長、副会長及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	中村 吉隆
設立時理事	高橋 秀昌
設立時理事	山本 武司
設立時理事	岩淵 道良
設立時理事	竹之内 康一
設立時理事	井上 勇人
設立時理事	瀬山 孝一
設立時理事	野村 昭夫
設立時理事	鈴木 可一
設立時理事	坪野谷 和平
設立時理事	醍醐 伸之
設立時理事	加藤 豊三
設立時理事	田中 秋男
設立時理事	中田 了也
設立時理事	関 忠信
設立時理事	鈴木 和彦
設立時理事	吉田 勝利
設立時理事	服部 康夫
設立時理事	増田 兼良
設立時理事	池田 守
設立時理事	川上 哲司

設立時理事	上岡	和男
設立時理事	西森	鶴
設立時理事	鳥飼	慶一
設立時理事	末次	純男
設立時会長	醍醐	伸之
設立時名誉会長	鈴木	可一
設立時副会長	山本	武司
設立時副会長	瀬山	孝一
設立時副会長	池田	守
設立時副会長	中村	吉隆
設立時監事	高橋	照比古
設立時監事	永山	和夫

(設立時の会員の名称及び住所)

第40条 当法人の設立時の会員の名称及び住所は、次のとおりである。

北海道沙流郡日高町富川駒丘76番地1

一般社団法人北海道馬主会 代表理事 中村 吉隆

岩手県盛岡市新庄字上八木田10番

一般社団法人岩手県馬主会 代表理事 山本 武司

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

一般社団法人埼玉県馬主会 代表理事 竹之内 康一

千葉県船橋市若松一丁目4番7号

一般社団法人千葉県馬主会 代表理事 瀬山 孝一

東京都品川区勝島二丁目1番2号

一般社団法人東京都馬主会 代表理事 鈴木 可一

神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目5番1号

一般社団法人神奈川県馬主協会 代表理事 加藤 豊三

石川県金沢市八田町西1番地

一般社団法人石川県馬主協会 代表理事 中田 了也

岐阜県羽島郡笠松町若葉町12番地

一般社団法人岐阜県馬主会 代表理事 鈴木 和彦

愛知県名古屋市港区泰明町一丁目1番地

一般社団法人愛知県馬主協会 代表理事 服部 康夫

兵庫県尼崎市田能二丁目1番2号

一般社団法人兵庫県馬主協会 代表理事 池田 守

高知県高知市長浜宮田2000番地

高知県馬主協会 会長 上岡 和男

佐賀県鳥栖市江島町字西谷3256番228

佐賀県馬主会 会長 鳥飼 慶一

(事務局)

第41条 当法人の職員は会長の任免により指揮を受け事務に携わる。

2 事務局庶務規定は別に定める。

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本地方競馬馬主振興協会設立のためこの定款を作成し、設立時会員が次に記名押印する。

平成 29 年 1 月 31 日

一般社団法人北海道馬主会	代表理事	中村 吉隆
一般社団法人岩手県馬主会	代表理事	山本 武司
一般社団法人埼玉県馬主会	代表理事	竹之内 康一
一般社団法人千葉県馬主会	代表理事	瀬山 孝一
一般社団法人東京都馬主会	代表理事	鈴木 可一
一般社団法人神奈川県馬主協会	代表理事	加藤 豊三
一般社団法人石川県馬主協会	代表理事	中田 了也
一般社団法人岐阜県馬主会	代表理事	鈴木 和彦
一般社団法人愛知県馬主協会	代表理事	服部 康夫
一般社団法人兵庫県馬主協会	代表理事	池田 守
高知県馬主協会	会長	上岡 和男
佐賀県馬主会	会長	鳥飼 慶一